

特定非営利活動法人 Explat 会員規程

この会員規程（以下「本規程」とします）は、特定非営利活動法人 Explat（以下「当法人」とします）と、当法人の会員（以下「会員」とします）との関係に適用します。入会申込をいただいた時点で、本規程を承認したことになります。

第 1 条（目的）

本規程は、特定非営利活動法人 Explat の 定款第 2 章「会員」に関する条文の運用及び会員の権利と義務等について、定款 第 54 条に基づいて定めます。

第 2 条（性格）

会員は、定款に定められた目的、事業内容をよく認識し、活動、事業、財政での支えとなるとともに、定款第 3 条の目的の実現に努めます。

第 3 条（会員の定義）

1. 会員とは、当法人の全ての種類の会員の総称です。
2. アクティブ会員（正会員）とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められた個人の会員をいいます。
3. レギュラー会員（準会員）とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められた個人および団体をいいます。

第 4 条（入会申込）

入会の申込をする方は、第 5 条に規定された入会金、年会費を払込み、入会申込書に必要事項を記入し、当法人に提出することとします。

第 5 条（入会金及び年会費）

入会金および年会費は次のように定めます。

アクティブ会員：入会金 30,000 円、年会費 20,000 円

レギュラー個人会員：入会金 5,000 円、年会費 10,000 円

レギュラー団体会員：入会金 5,000 円、年会費 25,000 円

年度途中の入会の場合は、入会月に応じて別途金額を提示いたします。

第 6 条（入会の成立）

入会は、第 4 条に定める入会申込に対して、事務局が入会申込内容と第 5 条に規定された金額の入金を確認したときに成立します。

第 7 条（入会申込の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合があります。

1. 申込内容に虚偽の事項を記載した場合
2. 入会申込者がかつて除名された者であった場合

第 8 条（会員資格の有効期間）

1. 会費は年度単位となっており、4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで有効です。
2. 毎年会費を納入することにより 1 年延長することができます。

第 9 条（会員特典）

1. 会員は、以下に掲げる特典を受けることができます。
 - (1) 会員限定のメールマガジンが届きます。
 - (2) 当法人が主催するセミナー、講習会、勉強会などに会員価格で参加することができます。
 - (3) WEB サイトの会員限定ページの閲覧ができます。(非公開求人・オンラインフォーラムなど)
 - (4) 会員限定の交流会にご参加いただけます。
 - (5) 個別相談会にご参加いただけます。

第 10 条（総会における議決権）

当法人は定款第 21 条に定める通り、年 1 回の通常総会と不定期に開催される臨時総会において、当法人の運営に関する決定を行います。

1. アクティブ会員には当法人の総会における議決権があります。一個人につき 1 議決権です。
2. レギュラー会員には議決権がありません。

第 11 条（会員情報の変更）

1. 会員は、入会申込時の登録内容について変更があったときは、速やかにその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 前項に規定する変更通知の無い場合に、当法人からの会員への通知、書類等が遅延または不達になったとしても、当法人はその責を負わないものとします。

第 12 条（会員資格の継続）

1. 会員資格有効期間が満了する場合には、当法人の用いる方法により、継続のための案内を会員に通知します。
2. 会員資格は、当法人の定める方法による会費の払込みが当法人に確認されることをもって継続されるものとします。
3. 一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第 13 条（会員資格の一時停止・除名）

1. 当法人は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員の会員資格の一時停止・除名することがあります。
 - (1) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
 - (2) 当法人、他の会員、第 3 者の名誉、信用、プライバシー権、パブリシティ権、著作権、その他の権利を侵害した場合
 - (3) 本会員規程に違反した場合
 - (4) 支払いを遅滞し、支払いの催告に応じない場合
 - (5) ネットワークビジネス、宗教勧誘又は政治動員を他の会員に対して行った場合
 - (6) その他、当法人が会員として不適当と判断した場合
2. 除名の決定は当法人の理事会で議決され、議決する前に当該会員には弁明する機会が与えられます。

第 14 条（会員資格の解除）

1. 会員は当法人に対し、書面・メールで通知することにより、会員の資格を解除し、退会することができます。
2. 解除の効力は当該通知に指定された日時に生じるものとします。日付を過去に遡っての退会はできません。
3. 本条の規程により、会員資格が解除された場合、一度払い込まれた会費の返還は受けられません。

第 15 条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経てその資格が喪失され、退会となります。

- (1) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき
- (2) 継続して 3 か月以上会費を滞納したとき
- (3) 破産宣告を受けたとき
- (4) 除名されたとき

第 16 条（個人会員の資格継承）

1. 個人の資格で入会した会員が退会あるいは死亡した場合には、当該会員の会員資格は失われます。第三者への資格継承はできません。

第 17 条（団体会員の資格継承）

1. 団体の資格で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかに書面によりその旨を当法人に通知する必要があります。
2. 第 7 条（入会申込の拒絶）の規定は前項の場合についても準用します。

第 18 条（損害賠償）

1. 会員が、本規程及び本規程に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとします。
2. 会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されます。

第 19 条（個人情報取り扱い）

当法人は会員の個人情報に関し、Explat ウェブサイトに掲載する「プライバシーポリシー」に基づき、適切に利用及び管理を行います。

第 20 条（会員規程の変更）

当法人は、運営のために必要と判断される場合、理事会の議決を経て、本規程を変更することがあります。

2015 年 8 月 5 日制定

2016 年 6 月 6 日改定